

## プラスチックごみ削減の推進に関する連携協定書

米原市（以下「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「乙」という。）は、プラスチックごみ削減の推進に関して連携を図るに当たり、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携・協力することにより、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、プラスチックごみ削減に向けた米原市民の機運醸成や理解促進を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）マイボトル用給水器（設置部材を含む。）を活用した取組に関すること。
- （2）官民の連携によるプラスチックごみの削減に向けた取組に関すること。
- （3）使い捨てプラスチック製品の使用抑制およびプラスチックごみの削減推進の啓発事業の実施に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める取組に関すること。

### （協定の見直し）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更または解除を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により申し出を行わないと

きは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲および乙は、この協定に基づく事業の実施を通じて知り得た秘密事項を、本協定の目的外に利用し、または第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲および乙は、本協定が終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年11月28日

甲 滋賀県米原市米原1016番

米原市長 平尾道雄

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目463番

ウォータースタンド株式会社

代表取締役 本多均